

○北信保健衛生施設組合職員の被服貸与に関する要領

(昭和 57 年 4 月 1 日)

改正 平成 10 年 3 月 26 日

平成 19 年 3 月 27 日

1 趣旨

北信保健衛生施設組合職員（以下「職員」という。）に被服を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 貸与の範囲等

被服の貸与を受ける者の範囲、貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の種類及び数量等は、別表のとおりとする。

3 着用の心得

職員は、サービス中に限り貸与品を着用するものとし、常に清潔の保持と補修に努めなければならない。

4 貸与品の予備保管

貸与期間の満了した貸与品は、その後 1 年間当該職員が予備品として保管しなければならない。

5 賠償責任

職員が貸与品を損傷し、又は亡失したときは、相当代価を弁償しなければならない。ただし、その原因が職員の善良な管理のもとで、止むを得ない事由によると組合長が認めるときは、再貸与することができる。

6 貸与台帳

貸与品は、貸与台帳（別記様式）を備え、貸与又は返還のつど、これを整理するものとする。

7 実施

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

8 経過措置

この要領実施の際すでに被服の貸与を受けているものは、貸与の始期にさかのぼり、この要領により貸与したものとみなす。

附 則

(施行日)

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

別表（２関係）

貸与を受ける職員	貸与品の種類	数 量	貸与期間
1 東山クリーンセンター、豊田衛生センター、不燃物処理センター及び最終処分場の業務に従事する男子一般職員（主として事務に従事する職員を除く。）	長袖作業衣	1着	2年
	半袖作業衣	1着	2年
	作業ズボン	1本	2年
	つなぎ作業衣	1着	2年
	雨 衣	1着	5年
	ゴム長靴	1足	2年
	安 全 靴	1足	5年
2 上記以外の一般職員	長袖作業衣	1着	5年
	半袖作業衣	1着	5年
	作業ズボン	1本	5年

備考

貸与期間は、消耗の程度により伸縮することができる。

被 服 貸 与 台 帳

会計

(第 回) (第 回) (第 回)

品 名									
施 設 名	貸与年月	数 量	累 計	貸与年月	数 量	累 計	貸与年月	数 量	累 計
	(始期) .			(始期) .			(始期) .		
	.			.			.		
	.			.			.		
期 間	年			年			年		
次期貸与年月	.			.			.		
購 入 価 格									
購 入 先									
備 考									

(第 回) (第 回) (第 回)

品 名									
施 設 名	貸与年月	数 量	累 計	貸与年月	数 量	累 計	貸与年月	数 量	累 計
	(始期) .			(始期) .			(始期) .		
	.			.			.		
	.			.			.		
期 間	年			年			年		
次期貸与年月	.			.			.		
購 入 価 格									
購 入 先									
備 考									

